

## 有限会社くろべ一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年6月17日～2027年6月16日までの3年間
2. 内容

目標1：育児休業・介護休業について労働者に周知することにより、法人として家庭と仕事の両立について体制を整える。

### <対策>

- 2024年6月～ 職員へ育児休業、介護休業に関する周知を徹底させるため、
- 2024年度～ 制度に関する支援策を職場内回覧により周知させる。また、常時労働者が会社の支援策を知ることができるよう、パンフレット等を職場に配布する。  
法人独自の支援制度（病児保育利用補助、企業主導型保育園、介護相談の活用制度等）もあわせて周知を行う。

目標2：2027年6月までに男性の育児休業取得者について、職場内での積極的な周知を行っていく。取得実績等も伝えながら取得を促進する。

### <対策>

- 2024年7月～ 職員への周知のため、職場内でのパンフレットの掲示  
育休制度取得者からの説明

目標3：全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6.5日以上とする。

### <対策>

- 2024年6月～ 昨年度の年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2024年7月～ 半休制度や時間単位年休等制度の周知を積極的な声掛け等で更なる周知を行っていく。

目標4：不妊治療を受ける労働者が不妊治療と仕事が両立できるように職場環境を整える。

<対策>

- 2024年6月～ 不妊治療時の休暇等について、制度に関する支援策を職場内回覧により周知させる。また、常時労働者が会社の支援策を知ることができるよう、パンフレット等を職場に配布する。
- 2024年6月～ 不妊治療を行う労働者の相談に対応する為、両立支援担当者を選任する。
- 2024年9月～ 不妊治療を行う労働者の為に不妊治療両立支援プランを策定する。  
(両立支援担当者)

目標5：ハラスメントについての説明会を行い、ハラスメントについて情報共有を行うとともに相談窓口を設置する。

- 2024年7月～ 職員への周知のため、職場内でのパンフレットの掲示
- 2024年8月～ スタッフを対象としてハラスメントアンケートの実施（年2回を目標）
- 2024年9月～ ハラスメント相談窓口を設置して周知する